# 厚生労働科学研究費補助金(食品の安全確保推進研究事業) 分担研究報告書

# 食品防御対策ガイドラインの改訂

研究分担者 赤羽 学(奈良県立医科大学 健康政策医学講座・准教授) 研究協力者 神奈川 芳行(東京大学大学院医学系研究科社会医学専攻 客員研究員)

### 研究要旨

人為的・意図的な食品汚染行為に対応するため、米国では多くの対策・方針案等が策定されると共に、国際的にもG8の専門家会合の開催などの取組みが行われている。それらの中では、食品防御の観点から、食品のサプライチェーンの各段階において施設管理や人員管理等に取り組む必要性が指摘されている。こうような背景を踏まえて、平成 21~23年度の「食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する研究」(研究代表者:今村知明)の研究において、「食品防御対策ガイドライン(案)」を作成したところである。今年度は、日本では、中小規模の食品事業者が多いことを踏まえて、2箇所の中小規模食品工場(従業者数約20名の製菓工場及び同約100名の水産加工工場)の実地調査を実施し、ガイドラインにおける課題を検討し、修正点の有無等について確認を行った。

# A. 研究目的

世界的に関心が高まっている人為的・意図的な食品汚染行為による「食品テロ」に対応するため、米国では多くの対策・方針案等を策定すると共に、世界健康安全保障イニシアティブを発足させ、G8 での専門家会合等を開催するなど、国際的な取組みがされている。

我々は、フードチェーン全体での安全性を高めるために、「食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)(案)」を平成23年度に作成している。しかし、規模の大きな食品企業では使用可能であるものの、中小規模工場にその使用を求めることは難しいことが、以前より指摘されていた。そのため、大規模食品工場だけでなく、わが国の食品製造業の大多数を占める中小規模食品工場でも使用可能なガイドラインにするために、中小規模の食品工場での実地調査を行うと共に、現行のガイドラインの項目及び文言を再検討し、実施が強く望まれ、かつ実施可能な項目に絞り込むと共に、文言の平易化を検討した。

#### B. 研究方法

中小企業基本法では中小事業所は「総従業者 1300 人以下の事業所」、小事業所は「総従業者 20 人以下」と定義されている<sup>2,3</sup>。

今年度は、平成 23 度に作成した「食品防御 対策ガイドライン(食品製造工場向け)(案)」

<sup>1</sup> 従業者:個人事業主、無給家族従業員、有給役員(法人) 常用雇用者(正社員・正職員、パート・アルバイト) 臨時・日雇雇用者、他社からの出向従業者(出向役員を含む)派遣従業者。(出典:中小企業庁「中小企業実態基本調査」、例えば

<sup>[</sup> http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?sinfid=0 00013644086 ])

<sup>2</sup> 出典:中小企業庁「中小企業施策総覧」

<sup>[</sup> http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/souran/3siry ou/3-0-0-5toukei.html ]

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> なお、当検討会において、従業者数のみではなく、事業所の売上高についても基準とすべきではないかという意見がある。中小企業庁『中小企業実態基本調査 平成 22 年調査 (平成 21 年度決算実績)』によれば、

<sup>・</sup>食料品製造業1社当たり従業者数:23(人)<a>

<sup>・</sup>食料品製造業売上高:15,876,204(百万円)<b>

<sup>・</sup>従業者 1 人当たり売上高 = 17,052,823 (円) < c = b/a> これによれば従業者 20 人 (小事業所と中事業所の敷居値)の売上高は 341 (百万円) < c\*20 > となる。この敷居値の設定については次年度検討会にて検討を行う予定である。

を基に、日本生協連の協力のもと、製菓工場(従業者数約20名)と水産加工工場(同約100名の)2箇所の中小規模食品工場に適用することで、ガイドライン項目の修正点の有無等について確認した。

さらに、これらの実地調査の結果を踏まえて、 班会議等において、ガイドラインの項目及び文 言を再検討した。

#### C. 研究成果

#### 1. 中小規模の食品工場の実査の結果

中小規模の食品工場の訪問した結果、食品防御に関しては、以下の課題が明らかになった。

- ・組織マネジメントや人的管理、施設管理については、敷地の狭さや人員の少なさのため、大規模な食品工場に比べ、逆に徹底しやすい面もあると見受けられた。
- ・工場外周の部外者侵入対策、特に井戸、貯水、 配水施設等について、十分な対策が取れていな かった。
- ・周辺民家との信頼関係等との観点から、あまり頑強な防犯対策を整備することは困難である と考えられていた。
- ・原材料の供給業者、運送業者、納入先業者に 対する食品防御対策に関する確認や要求を行う 事は、かなりの困難がある。
- ・非正規労働者や外国人従業者等の増加など、 食品製造工場の労働環境も複雑さを増している。
- ・殺虫剤の管理・保管については、工場の規模 によらず徹底する必要があると考えられた。
- ・工場関係者のフリーアクセスの拡大防止方法 や、私物の持込みチェック等の方法について、 提示が必要と考えられた。
- ・現行のガイドラインは、「内容面よりも文章がわかりにくい」という意見が出された。

#### 2. ガイドラインの改訂について

今年度訪問した2つの中小規模の食品工場からだされた、「内容面よりも文章がわかりにくい」という意見や、研究班会議での、「規模の大きさに関わらず、食品工場においては、食品防御対策として実施すべき内容に大きな差はない」という意見が出された。

これらの意見を踏まえ、平成 23 年度に作成 したガイドライン(案)について、「中小規模工 場向けに新たにガイドラインを作成するのではなく、現行のガイドラインを、工場規模に関わらず使用可能なガイドラインに修正する」方針が確認された。

この方針を踏まえて、ガイドラインの項目及び文言を見直した結果、表 1『食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)』(平成25年度改訂版)が作成された。

さらに、改訂版の検討段階においては、米国での対策との比較や、現行のガイドラインとの比較が求められたため、表 2『食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)』[新対照表] も作成した。

### D. 考察

食品防御対策を実施することは、人的にも、 コスト的にも、食品企業の負担が大きく、中小 規模の食品工場が多い日本においては、十分な 対策が取られていない状況があった。

しかしながら、昨年末の冷凍食品への農薬混入事件を受けて、食品防御の重要性が再認識されている。また、これらの事件を踏まえて、食品工場では、商品の納入先や原料の納入業者等から、今後ガイドラインの使用が強く求められる可能性もある。

こうした背景を受け、中小規模の食品工場の 実施調査を行い、現行のガイドラインにおける 課題を確認した結果、食品防御対策の基本は、 規模の大きさに関わらず共通していることが明 らかになった。そのため、ガイドラインも、企 業規模に関わらず使用しやすいように、改訂す ることが求められた。

今回の改訂により、当初 40 項目あった項目 が 38 項目に整理されると共に、難解な用語も 改善された。

今後、従業員の採用や、採用後の管理方法等 について、どこまで踏み込んだ表現とすべきか、 今後検討していく必要がある。

#### E . 結論

- ・ 工場規模に関わらず適用可能となるように、 平成23年度に作成したガイドライン(案) を修正し、さらに解説と一体化した改訂版 を作成した。
- ・ 次年度以降は、中小規模工場へのさらなる

適用、及びそれに基づいたガイドラインの 修正作業を進める予定である。

### F. 研究発表

#### 1. 論文発表

Hiroaki Sugiura, Manabu Akahane, Yasushi Ohkusa, Nobuhiko Okabe, Tomomi Sano, Noriko Jojima, Harumi Bando, Tomoaki Imamura. Prevalence of Insomnia Among Residents of Tokyo and Osaka After the Great East Japan Earthquake: A Prospective Study. interactive Journal of Medical Research. 2013;18;2(1):e2.

Tomomi Sano, Manabu Akahane, Hiroaki Sugiura, Yasushi Ohkusa, Nobuhiko Okabe, Tomoaki Imamura. Internet survey of the influence of environmental factors on human health: environmental epidemiologic investigation using the Web-based Daily Questionnaire for Health. International Journal Of Environmental Health Research. 2013 Jun;23(3):247-257.

Harumi Bando, Hiroaki Sugiura, Yasushi Ohkusa, Manabu Akahane, Tomomi Sano, Noriko Jojima, Nobuhiko Okabe, Tomoaki Imamura. Association between first airborne cedar pollen level peak and pollinosis symptom onset: a web-based survey. International Journal Of Environmental Health Research. 2014.

神奈川芳之、赤羽学、今村知明. 第1編 食品 衛生管理と食の安全 第6章 フードディフェ ンスという概念. 美研クリエイティブセンタ ー 編集. 微生物コントロールによる食品衛生 管理 - 食品の安全・危機管理から予測微生物 の活用まで - . 2013;p.91-108.

神奈川芳行、赤羽学、今村知明、長谷川専、山口健太郎、鬼武一夫、高谷幸、山本茂貴. 食品汚染防止に関するチェックリストを基礎 とした食品防御対策のためのガイドラインの 検討 Tentative Food Defense Guidelines for Food Producers and Processors in Japan. 日本公衆衛生雑誌. 2014 Feb;61(2):100-108.

今村知明、神奈川芳行 他. 第5章 社会における対応の現状と対策 1.アレルギーの表示の現状と対策. 中村 丁次 他編. 【第2版】食物アレルギーAtoZ 医学的基礎知識から代替食献立まで. 2014 Mar;p.151-159.

### 2. 学会発表

2013 年 10 月 23 日 ~ 25 日 (三重県、三重県総合文化センター)第 72 回日本公衆衛生学会総会. 杉浦弘明、赤羽学、鬼武一夫、今村知明. 花粉症シーズンにおけるアトピー性皮膚炎患者の皮膚症状の日々の発生頻度の検討.

2013年10月23日~25日(三重県、三重県総合文化センター)第72回日本公衆衛生学会総会. 神奈川芳行、赤羽学、今村知明、長谷川専、山口健太郎、鬼武一夫、高谷幸、山本茂貴. 食品防御対策に関する諸外国や国際組織における検討状況とその対策.

#### G.知的財産権の出願・登録状況

#### 1.特許取得

なし

#### 2. 実用新案登録

なし

#### 3.その他

なし

『食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)』(平成25年度改訂版)について

安全な食品を提供するために、食品工場では、HACCP システムや ISO を導入し、高度な衛生状態を保っています。その一方で、衛生状態を保つだけでは、悪意を持って意図的に食品中に有害物質等を混入することを防ぐことは困難とされています。

2001 年 9 月 11 日の世界同時多発テロ事件以降、世界各国でテロ対策は、国家防衛上の優先的課題となっています。特に米国では、食品医薬品局 (Food and Drug Administration; FDA) が、農場、水産養殖施設、漁船、食品製造業、運輸業、加工施設、包装工程、倉庫を含む全ての部門 (小売業や飲食店を除く)を対象とした、『食品セキュリティ予防措置ガイドライン"食品製造業、加工業および輸送業編"』[Guidance for Industry: Food Producers, Processors, and Transporters: Food Security Preventive Measures Guidance, 2007.10] \*を作成し、食品への有害物質混入等、悪意ある行為や犯罪、テロ行為の対象となるリスクを最小化するため、食品関係事業者が実施可能な予防措置を例示しています。

世界保健機関(World Health Organization; WHO)、2003 年に「Terrorists Threats to Food-Guidelines for Establishing and Strengthening Prevention and Response Systems(食品テロの脅威へ予防と対応のためのガイダンス)」を作成し、国際標準化機構(International Organization for Standardization: ISO)も「ISO 22000; 食品安全マネジメントシステム・フードチェーンに関わる組織に対する要求事項(Food safety management systems - Requirements for any organization in the food chain)」(2005 年 9 月)や「ISO/TS 22002-1:2009 食品安全のための前提条件プログラム・第 1 部:食品製造業(Prerequisite programmes on food safety -- Part 1: Food manufacturing)」(2009 年 12 月)を策定するなど、国際的にも食品テロに対する取り組みが行われています。

日本では、食品に意図的に有害物質を混入した事件としては、1984年のグリコ・森永事件、1998年の和歌山カレー事件、2008年の冷凍ギョーザ事件、2013年の冷凍食品への農薬混入事件等が発生しており、食品の製造過程において、意図的な有害物質の混入を避けるための「食品防御対策」の必要性が高くなっています。

2007年以降、当研究班の前身である、「食品によるバイオテロの危険性に関する研究」や、「食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する研究」において諸外国の取組の情報収集や日本における意図的な食品汚染の防止策の検討が行われてきました。

さらに、平成23年度末には、日本の食品事業者が食品防御に対する理解を深め、実際の対策を検討できるように、過去の研究成果を基に、優先度の高い「1.優先的に実施すべき対策」と、将来的に実施が望まれる「2.可能な範囲での実施が望まれる対策」の2つの推奨レベルに分けた食品製造者向けのガイドライン「食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)」(案)やその解説、食品防御の観点を取り入れた場合の総合衛生管理製造過程承認制度実施要領(日本版HACCP)[別表第1 承認基準]における留意事項(案)を作成しました

この度、平成25年度厚生労働科学研究費補助金「食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する研究班」では、平成23年度に作成した「食品防御対策ガイドライン(案)(食品製造工場向け)」を中小規模の食品工場等での使用を前提により分かりやすく修正し、解説と一体化しました(別添)。本ガイドライン等を参考に、食品事業者が、食品工場の規模や人的資源等の諸条件を考慮しながら、「実施可能な対策の確認」や「対策の必要性に関する気付き」を得て、定期的・継続的に食品防御対策が実施され、確認されることが望まれます。

1

 $http://www.fda.gov/food/guidance regulation/guidance documents regulatory information/foodde fense/ucm 083075. \\ htm$ 

(別添)食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)(平成25年度改訂版)

(参考)

#### 食品防御対策ガイドラインの検討経過

平成 17 年度 (特別研究事業) 食品によるバイオテロの危険性に関する研究 平成 18~20 年度 食品によるバイオテロの危険性に関する研究

- 食品工場における脆弱性評価の実行可能性の検証
- 脆弱性評価手法 (CARVER+Shock)
- 食品テロ対策の検討
- チェックリストの作成(食品工場向け/物流施設向け)

食品工場における人為的な食品汚染防止に関するチェックリスト(案)の作成(平成18年度) 食品に係る物流施設における人為的な食品汚染防止に関するチェックリスト(案)作成(平成20年度)



₩

平成 21~23 年度 食品防御の具体的な対策の確立 と実行可能性の検証に関する研究

平成 24~26 年度 食品防御の具体的な対策の確立 と実行検証に関する研究

- 食品工場におけるチェックリストの実行可能 性の検証(平成 21 ~ 24 年度)
- チェックリストの充実・精緻化(平成 21~24 年度)
- 中小規模の食品工場等における脆弱性評価の 実施とチェックリストの適用可能性の検討(平 成 25 年度)

平成 18~20 年度 食品によるバイオテロの危 険性に関する研究

平成 21~23 年度 食品防御の具体的な対策の 確立と実行可能性の検証に関する研究

- 食品防御対策の検討(平成18~25年度)
- 費用対効果の測定等(平成21~23年度)





平成 21~23 年度 食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する研究

ガイドライン等の作成・公表

食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)(案)(平成23年度)

食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)(案)[解説](平成23年度)

食品防御の観点を取り入れた場合の総合衛生管理製造承認制度実施要領(日本版 HACCP)[別表第1 承認基準]における留意事項の検討(平成23年度)

平成 24~26 年度 食品防御の具体的な対策の確立と実行検証に関する研究

上記ガイドラインの改訂;中小規模の食品工場等での使用を前提に分かりやすく修正し、解説と一体化 した。

食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)(平成25年度改訂版)

# 食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け) 一意図的な食品汚染防御のための推奨項目ー (平成 25 年度改訂版)

#### 1.優先的に実施すべき対策

#### 組織マネジメント

・ 食品工場の責任者は、従業員等が働きやすい職場環境づくりに努め、従業員等が自社製品の 品質と安全確保について高い責任感を感じながら働くことができるように留意する。

解 説

従業員等の監視を強化するのではなく、従業員等自らが、自社製品の安全を担っているという高い責任感を感じながら働くことができる職場環境づくりを行う。

・ 食品工場の責任者は、自社製品に意図的な食品汚染が発生した場合、お客様はまず工場の従業員等に疑いの目を向けるということを、従業員等に意識付けておく。

解 i

従業員等に対して、意図的な食品汚染に関する脅威や、予防措置の重要性に関して定期的に教育を行い、従業員自らが自社製品の安全を担っているという責任感を認識させる。

・ 自社製品に意図的な食品汚染が疑われた場合に備え、普段から従業員の勤務状況、業務内容 について正確に把握しておく。

解 説

意図的な食品汚染が発生した場合においても、各方面への情報提供を円滑に行うことができるよう、平時から、従業員の勤務状況、業務内容について正確に記録する仕組みを構築しておく。

・ 製品の異常を早い段階で探知するため苦情や健康危害情報等を集約・解析する仕組みを構築するとともに、万一、意図的な食品汚染が発生した際に迅速に対処できるよう、自社製品に意図的な食品汚染が疑われた場合の保健所等への通報・相談や社内外への報告、製品の回収、保管、廃棄等の手続きを定めておく。

苦情、健康危害情報等については、販売店経由で寄せられる情報についても把握 に努め、これらの情報等について企業内での共有化を図る。

解 説

意図的な食品汚染が判明した場合や疑われる場合の社内の連絡フロー、保健所・ 警察等関係機関への連絡先等をマニュアル等に明記しておく。

異物混入が発生した際には、原因物質に関わらず、責任者に報告し、報告を受けた責任者は故意による混入の可能性を排除せずに対策を検討する。

### 人的要素(従業員等)

・ 従業員等の採用面接時には、可能な範囲で身元を確認する。身分証、免許証、各種証明書等は、可能な限り原本を確認し、面接時には、記載内容の虚偽の有無を確認する。

<sup>2</sup> 派遣社員、連続した期間工場内で業務を行う委託業者などについても、同様の扱いが望まれる。可能であれば、"食品防御に対する留意"に関する内容を、契約条件に盛り込む。

- ・ 従業員等の異動・退職時等には制服や名札、IDバッジ、鍵(キーカード)を返却させる。
- ・ 製造現場内へは原則として私物は持ち込まないこととし、これが遵守されていることを確認 する。持ち込む必要がある場合は、個別に許可を得るようにする。

解 説

製造現場内への持ち込み禁止品の指定は際限がないため、持ち込まないこと を原則として、持ち込み可能品はリスト化すると共に、持ち込む場合は、個別 に許可を得る方が管理しやすいと考えられる。

また、更衣室やロッカールームなども相互にチェックする体制を構築してお く。

・ 就業中の全従業員等の移動範囲を明確化する(全従業員等が、移動を認められた範囲の中で働いているようにする)。

解 説

他部署への理由のない移動を制限し、異物が混入された場合の混入箇所を同 定しやすくする。

制服や名札、帽子の色、ID バッジ等によって、全従業員の「移動可能範囲」や「持ち場」等を明確に識別できるようにする。

・ 従業員等の従来とは異なる言動、出退勤時間の著しい変化等を把握する。

解 説

従業員等が犯行に及んだ場合の動機は、採用前から抱いていたものとは限らず、 採用後の職場への不平・不満等も犯行動機となることも考えられる。

製造現場の責任者等は、作業前の朝礼、定期的なミーティング、個別面談等を通じて、従業員の心身の状態について確認するとともに、日常の言動や出退勤時刻の変化が見られる場合には、その理由についても確認する。

・ 新規採用者は、朝礼等の機会に紹介し、従業員に認知させ、従業員同士の識別度を高める。

解 訪

新規採用者を識別しやすくするとともに、従業員が見慣れない人の存在に疑問を 持つ習慣を意識づける。

### 人的要素(部外者)

・ 事前に訪問の連絡があった訪問者については、身元・訪問理由・訪問先(部署・担当者等) を確認し、可能な限り従業員が訪問場所まで同行する。

解 説

訪問者の身元を、社員証等で確認する。訪問理由を確認した上で、従業員が訪問場所まで同行する。

・ 事前に訪問の連絡がなかった訪問者、かつ初めての訪問者は、原則として工場の製造現場へ の入構を認めない。

解 説

「飛び込み」の訪問者については原則として製造現場への入構を認めない。 なお、訪問希望先の従業員に対して面識の有無や面会の可否等について確認が取れた場合は、事前に訪問の連絡があった訪問者と同様の対応を行う。

・ 訪問者(業者)用の駐車場を設定する。この際、製造棟とできるだけ離れていることが望ま しい。

解 説 全ての訪問者について車両のアクセスエリア、荷物の持ち込み等を一律に制限す

ることは現実的ではない。

特定の訪問者(例:施設メンテナンス、防虫防鼠業者等)については、それらの 車両であることが明確になるように、駐車エリアを設定しておく。

・ 食品工場の施設・設備のメンテナンスや防虫・防鼠作業等のため、工場内を単独で行動する 可能性のある訪問者(業者)には、持ち物を十分確認し、不要なものを持ち込ませないよう にする。

解 説

食品工場の施設・設備のメンテナンスや防虫・防鼠等に関する作業員は、長時間 にわたり多人数で作業することもあるため、従業員が全ての作業員の作業に同行す ることは困難である。

作業開始前に、持ち物の確認を実施し、不要な持ち込み品の管理を徹底する。

・ 郵便、宅配便の受け入れ先(守衛所、事務所等)を定めておく。また配達員の敷地内の移動は、事前に設定した立ち入り可能なエリア内のみとする。

解 説

信書と信書以外の郵便物、また宅配物等の届け物や受取人の違いにより、配達員は比較的自由に食品工場の敷地内を移動できる状況にあるため、郵便、宅配物等の受け入れ先は数箇所の定められた場所に限定する。

また、郵便局員や宅配業者が、食品工場の建屋内に無闇に立ち入ることや、建屋外に置かれている資材・原材料や製品に近づくことができないよう留意する。

#### 施設管理

・ 不要な物、利用者・所有者が不明な物の放置の有無を定常的に確認する。

解 説

食品工場で使用する原材料や工具等について、定数・定位置管理を行い、過不足 や紛失に気づきやすい環境を整える。

また、食品に直接手を触れることができる製造工程や従事者が少ない場所等、意図的に有害物質を混入し易い箇所については特に重点的に確認する。

・ 食品に直接手を触れることができる仕込みやや袋詰めの工程や、従事者が少ない場所等、意図的に有害物質を混入しやすい箇所を把握し、可能な限り手を触れない様にカバーなどの防御対策を検討する。

解 説

仕込みや包装前の製品等に直接手を触れることが可能な状況が見受けられる。 特に脆弱性が高いと判断された箇所は、見回りの実施、従業員同士による相互監 視、監視カメラの設置等を行うと共に、可能な限り手を触れられない構造に改修す る。

- ・ 工場が無人となる時間帯についての防犯対策を講じる。
- ・ 鍵の管理方法を策定し、定期的に確認する。

解 説 最低限、誰でも自由に鍵を持ち出せるような状態にならないよう管理方法を定め、徹底する。

・ 製造棟、保管庫は、外部からの侵入防止のため、機械警備、定期的な鍵の取り換え、補助鍵 の設置、格子窓の設置等の対策を行う。 食品工場内の全ての鍵を定期的に交換することは現実的ではない。

解 説

異物が混入された場合の被害が大きいと考えられる製造棟や保管庫については、補助鍵の設置や定期的な点検を行うなどの侵入防止対策を取ることが重要である。

・ 製造棟の出入り口や窓など外部から侵入可能な場所を特定し、確実に施錠する等の対策を取る。

解 説

製造棟が無人となる時間帯は必ず施錠し、人が侵入できないようにする。全ての 出入り口・窓に対して直ちに対策を講じることが困難な場合は、優先度を設定し、 施設の改築等のタイミングで順次改善策を講じるように計画する。

・ 食品工場内の試験材料(検査用試薬・陽性試料等)や有害物質については保管場所を定めた 上で、当該場所への人の出入り管理を行うと共に、使用日時及び使用量の記録、施錠管理を 行う。

解 説

試験材料(検査用試薬・陽性試料等)の保管場所は検査・試験室内等に制限する。 無断で持ち出されることの無いよう定期的に保管数量の確認を行う。可能であれば 警備員の巡回やカメラ等の設置を行う。

・ 食品工場内の試験材料(検査用試薬・陽性試料等)や有害物質を紛失した場合は、工場長や 責任者に報告し、工場長や責任者はその対応を決定する。

法令等に基づき管理方法等が定められているものについては、それに従い管理を行う。

解 説

それ以外のものについては、管理方法等を定め、在庫量の定期的な確認、食品の 取扱いエリアや食品の保管エリアから離れた場所での保管、栓のシーリング等によ り、妥当な理由無く有害物質を使用することの無いよう、十分に配慮した管理を行 う。また試験材料や有害物質の紛失が発覚した場合の通報体制や確認方法を構築す る。

・ 殺虫剤の保管場所を定め、施錠による管理を徹底する。

食品工場の従業員等が自ら殺虫・防鼠等を行う場合は、使用する殺虫剤の成分について事前に確認しておくことが重要である。

殺虫剤を保管する場合は鍵付きの保管庫等に保管し、使用場所、使用方法、使用 量等に関する記録を作成する。

解 説

防虫・防鼠作業の委託する場合は、信頼できる業者を選定し、殺虫対象、殺虫を行う場所を勘案して、委託業者とよく相談の上、殺虫剤(成分)を選定する。

殺虫・防鼠等を委託する場合、殺虫剤は委託業者が持参することになるが、工場 長等が知らないうちに、委託業者から従業員等が殺虫剤を譲り受けたり、工場内に 保管したりするようなことがないよう、管理を徹底する。

・ 井戸、貯水、配水施設への侵入防止措置を講じる。

解 説

井戸、貯水、配水施設への出入り可能な従業員を決め、鍵等による物理的な安全 対策、防御対策を講じる。

・ 井戸水を利用している場合、確実な施錠を行い、塩素消毒等浄化関連設備へのアクセスを防

止すると共に、可能であれば監視カメラ等で監視する。

解 説 井戸水に毒物を混入された場合の被害は、工場全体に及ぶため、厳重な管理が必要である。

・ コンピューター処理制御システムや重要なデータシステムについて、従業員の異動・退職時 等に併せてアクセス権を更新する。アクセス許可者は極力制限し、データ処理に関する履歴 を保存する。

> コンピューター処理制御システムや重要なデータシステムにアクセス可能な 説 従業員をリスト化し、かつシステムの設置箇所に鍵を設ける、ログインパスワー ドを設ける等の物理的なセキュリティ措置を講じる。

# 入出荷等の管理

解

- ・ 資材や原材料等の受け入れ時及び使用前に、ラベルや包装を確認する。異常を発見した場合 は、工場長や責任者に報告し、工場長や責任者はその対応を決定する。
- ・ 資材や原材料等の納入時の積み下ろし作業や製品の出荷時の積み込み作業を監視する。

解 説 積み下ろし、積み込み作業は食品防御上脆弱な箇所である。実務上困難な点はあるが、相互監視や、可能な範囲でのカメラ等による監視を行う。

・ 納入製品・数量と、発注製品・数量との整合性を確認する。

数量が一致しない場合は、その原因を確認する。納入数量が増加している場合は 解 説 特に慎重に確認を行い、通常とは異なるルートとから製品が紛れ込んでいないかに 注意を払う。

・ 保管中の在庫の紛失や増加、意図的な食品汚染行為の兆候・形跡等が認められた場合は、工場長や責任者に報告し、工場長や責任者はその対応を決定する。

解 説 数量が一致しない場合は、その原因を確認する。在庫量が増加している場合は特に慎重に確認し、外部から製品が紛れ込んでいないかに注意を払う。

・ 製品の納入先から、納入量の過不足(紛失や増加)についての連絡があった場合、工場長や責任者に報告し、工場長や責任者はその対応を決定する。

解 説 過不足の原因について、妥当な説明がつくように確認する。特に納入量が増加している場合は慎重に確認し、外部から製品が紛れ込んでいないかに注意を払う。

・ 製品納入先の荷受担当者の連絡先を、誰でもすぐに確認できるようにしておく。

食品工場内で意図的な食品汚染行為等の兆候や形跡が認められた場合は、被害の解 説 拡大を防ぐため、至急納入先と情報を共有する必要がある。納入担当者が不在の場合でも、代理の従業員が至急連絡できるように、予め手順・方法を定めておくこと。

#### 2.可能な範囲での実施が望まれる対策

将来的に実施することが望まれるものの、1.に挙げた項目に比して優先度は低いと判断され た不急の対策。

#### 組織マネジメント

・ 従業員等や警備員は、敷地内での器物の破損、不用物、異臭等に気が付いた時には、すぐに 工場長や責任者に報告する。

解 説

警備や巡回時に確認する項目をチェックリスト化し、警備の質を確保しておくことが望ましい。

故意による器物の破損や悪意の落書きなどの予兆を見逃さないことが重要である。

# 人的要素(従業員等)

・ 敷地内の従業員等の所在を把握する。

解 説

従業員の敷地内への出入りや所在をリアルタイムでの把握や、記録保存のために、カードキーやカードキーに対応した入退構システム等を導入する。

#### 施設管理

・ 敷地内への侵入防止のため、フェンス等を設ける。

解 説 食品工場の敷地内への出入りしやすい環境が多いため、敷地内への立ち入りを防止することが望ましい。

カメラ等により工場建屋外の監視を行う。

解 説 カメラ等による工場建屋への出入りを監視することによる抑止効果が期待でき、 また、有事の際の確認に有用である。

・ 警備員の巡回やカメラ等により敷地内に保管中/使用中の資材や原材料の継続的な監視、施 錠管理等を行う。

解 説

資材・原料保管庫は人が常駐していないことが多く、かつアクセスが容易な場合が多い。可能な範囲で警備員の巡回やカメラ等の設置、施錠確認等を行う。

以上

#### 平成24年3月31日公表版

# はじめに

2001年9月11日にアメリカで発生した同時多発テロ事件を契機に、世界各国でテロの発生に関する認識が高まり、テロ対策は、国家防衛上の優先的課題となっている。

わが国では、1984 年のグリコ・森永事件、1998 年の和歌山カレー事件、2008 年冷凍ギョーザ事件等が発生しているが、これらは、健康被害をもたらすことを意図して食品に直接有害物質を混入したものであり、実際の被害の発生範囲は限局的なものであった。しかし、フードサプライチェーンの過程で有害物質が混入されれば、被害の発生範囲が拡大することは容易に予測される。

こうしたことから、厚生労働科学研究補助金「食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する研究班」では、悪意を持った者による意図的な食品の汚染を防止するために、米国食品医薬品局(FDA: Food and Drug Administration)による『食品セキュリティ予防措置ガイドライン"食品製造業、加工業および輸送業編"』[Guidance for Industry: Food Producers, Processors, and Transporters: Food Security Preventive Measures Guidance, 2007.10] を参考に、日本における食品工場の責任者が講じるべき対応をまとめたガイドラインを作成した。

#### 1.日本における食品衛生対策と食品防御対策の現状

近年、わが国では、HACCPシステム等の導入推進により、フードサプライチェーン全体に渡る食品衛生水準の確保・向上が図られている。しかし、HACCPによる食品衛生管理は、悪意を持った者によるフードサプライチェーンの過程での意図的な有害物質等の混入は想定していない。悪意を持った者による意図的な食品汚染行為を防止するためには、HACCPシステム等の衛生

#### 平成 25 年度改訂版

安全な食品を提供するために、食品工場では、HACCP システムや ISO を導入し、高度な衛生状態を保っています。その一方で、衛生状態を保つだけでは、悪意を持って意図的に食品中に有害物質等を混入することを防ぐことは困難とされています。

2001 年 9 月 11 日の世界同時多発テロ事件以降、世界各国でテロ対策は、国家防衛上の優先的課題となっています。特に米国では、食品医薬品局(Food and Drug Administration; FDA)が、農場、水産養殖施設、漁船、食品製造業、運輸業、加工施設、包装工程、倉庫を含む全ての部門(小売業や飲食店を除く)を対象とした、『食品セキュリティ予防措置ガイドライン"食品製造業、加工業および輸送業編"』[Guidance for Industry: Food Producers, Processors, and Transporters: Food Security Preventive Measures Guidance, 2007.10] 1を作成し、食品への有害物質混入等、悪意ある行為や犯罪、テロ行為の対象となるリスクを最小化するため、食品関係事業者が実施可能な予防措置を例示しています。

世界保健機関(World Health Organization; WHO)、2003 年に「Terrorists Threats to Food- Guidelines for Establishing and Strengthening Prevention and Response Systems(食品テロの脅威へ予防と対応のためのガイダンス)」を作成し、国際標準化機構(International Organization for Standardization: ISO)も「ISO 22000; 食品安全マネジメントシステム・フードチェーンに関わる組織に対する要求事項(Food safety management systems - Requirements for any organization in the food chain)」(2005 年 9 月)や「ISO/TS 22002-1:2009食品安全のための前提条件プログラム・第 1 部:食品製造業(Prerequisite programmes on food safety -- Part 1: Food manufacturing)」(2009 年 12 月)を策定するなど、国際的にも食品テロに対する取り組みが行われています。

日本では、食品に意図的に有害物質を混入した事件としては、1984年のグリ

<sup>1</sup> http://www.fda.gov/food/guidanceregulation/guidancedocumentsregulatoryinformation/fooddefense/ucm083075.htm

管理に加え、工場内の従業員のマネジメントや、外部からの侵入者の監視・ 侵入の阻止等にも注意を払う必要がある。

米国では、災害やテロ等に対する国家全体の応急対応計画である「National Response Plan」において「食品テロの危険性」が明記される等、国家の全体の安全保障における「意図的な食品汚染」の位置づけも明確にされている。わが国でも、従来の食品衛生対策に加え、意図的な食品汚染行為を防止するために、「組織マネジメント」、「従業員等の管理」、「部外者の管理」、「施設管理」、「入出荷等の管理」等の実施により、より積極的な食品防御対策を講じる必要性が高まっている。

#### 2.「食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)」の概要

米国 FDA による『食品セキュリティ予防措置ガイドライン"食品製造業、加工業および輸送業編"』は、フードサプライチェーンが食品への有害物質混入等悪意ある行為や犯罪、テロ行為の対象となるリスクを最小化するため、食品関係事業者が実施可能な予防措置を例示し、現行の手続きや管理方法の見直しを促すために作成されたものである。その対象は、農場、水産養殖施設、漁船、食品製造業、運輸業、加工施設、包装工程、倉庫を含む全ての部門(小売業や飲食店を除く)である。

今回、米国のガイドラインを参考に、わが国の実情や、複数の食品工場での実地調査の結果を踏まえ、食品工場の責任者が、食品工場における悪意を持った者による意図的な食品の汚染行為を防止するためのガイドラインを作成した。

### 3. ガイドラインの使用について

本ガイドラインは、本来であれば、米国のように、意図的な食品汚染の危険性が関係者全般に広く認知された状況下で、各食品関係事業者における防御対策実施の要件として公表されることが望ましい。

しかし、わが国は未だ米国のような状況にないため、より多くの食品関係

コ・森永事件、1998年の和歌山カレー事件、2008年の冷凍ギョーザ事件、2013年の冷凍食品への農薬混入事件等が発生しており、食品の製造過程において、意図的な有害物質の混入を避けるための「食品防御対策」の必要性が高くなっています。

2007年以降、当研究班の前身である、「食品によるバイオテロの危険性に関する研究」や、「食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する研究」において諸外国の取組の情報収集や日本における意図的な食品汚染の防止策の検討が行われてきました。

さらに、平成 23 年度末には、日本の食品事業者が食品防御に対する理解を深め、実際の対策を検討できるように、過去の研究成果を基に、優先度の高い「1.優先的に実施すべき対策」と、将来的に実施が望まれる「2.可能な範囲での実施が望まれる対策」の2つの推奨レベルに分けた食品製造者向けのガイドライン「食品防御対策ガイドライン(食品製造工場向け)」(案)やその解説、食品防御の観点を取り入れた場合の総合衛生管理製造過程承認制度実施要領(日本版HACCP)[別表第1 承認基準]における留意事項(案)を作成しました

この度、平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金「食品防御の具体的な対策の確立と実行可能性の検証に関する研究班」では、平成 23 年度に作成した「食品防御対策ガイドライン(案)(食品製造工場向け)」を中小規模の食品工場等での使用を前提により分かりやすく修正し、解説と一体化しました(別添)。本ガイドライン等を参考に、食品事業者が、食品工場の規模や人的資源等の諸条件を考慮しながら、「実施可能な対策の確認」や「対策の必要性に関する気付き」を得て、定期的・継続的に食品防御対策が実施され、確認されることが望まれます。

平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版
事業者が意図的な食品汚染の危険性に関心を持ち、現実的に可能な対策を検	
討することができるように、「1.優先的に実施すべき対策」と、「2.可能	
な範囲での実施が望まれる対策」の2つの推奨レベルに分けて作成してい	
る。本ガイドラインは、法的な規制や強制力を伴うものではなく、各食品工	
場において、その規模や人的資源等の諸条件を勘案しながら、「実施可能な	
対策の確認」や「対策の必要性に関する気付きを得る」ために活用されるこ	
とを念頭に作成したものであり、その趣旨を踏まえた活用を願うものであ	
<b>ర</b> .	
なお、ガイドラインに示した項目については、定期的・継続的に確認され	
ることが望ましい。	

# 食品防御対策ガイドライン(食品工場向け) **一意図的な食品汚染防御のための推奨項目**一

# 1.優先的に実施すべき対策

2013年度版の記載に ついて、簡素化等の 修正を実施

#### 組織マネジメント

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
1	食品工場の責任者は、日ごろから全ての従	食品工場の責任者は、従業員等が働きやす	従業員等の監視を強化するのではなく、従業員
	業員等 <sup>2</sup> が働きやすい職場環境の醸成に努	い職場環境づくりに努め、従業員等が自社	等自らが、自社製品の安全を担っているという
	める。これにより、従業員等が自社及び自	製品の品質と安全確保について高い責任	高い責任感を感じながら働くことができる職
	社製品への愛着を高め、自社製品の安全確	感を感じながら働くことができるように	場環境づくりを行う。
	保について高い責任感を感じながら働く	留意する。	
	ことができるような職場づくりを行う。		
2	食品工場の責任者は、自社製品に意図的な	食品工場の責任者は、自社製品に意図的な	従業員等に対して、意図的な食品汚染に関する脅
	汚染が疑われる事態が発生した場合、消費	食品汚染が発生した場合、お客様はまず工	威や、予防措置の重要性に関して定期的に教育を
	者や一般社会から、その原因としてまず最	場の従業員等に疑いの目を向けるという	行い、従業員自らが自社製品の安全を担っている
	初に内部の従業員等に対して疑いの目が	ことを、従業員等に意識付けておく。	という責任感を認識させる。
	向けられる可能性が高いことを、従業員等		
	に意識付けておく。		
3	自社製品に意図的な汚染が疑われる事態	自社製品に意図的な食品汚染が疑われた	意図的な食品汚染が発生した場合においても、各
	が発生した場合において、その原因、経過	場合に備え、普段から従業員の勤務状況、	方面への情報提供を円滑に行うことができるよ
	等について迅速に把握、情報公開ができる	業務内容について正確に把握しておく。	う、平時から、従業員の勤務状況、業務内容につ
	よう、普段から従業員の勤務状況、業務内		いて正確に記録する仕組みを構築しておく。
	容について正確に把握しておく。		

<sup>2</sup>派遣社員、連続した期間工場内で業務を行う委託業者などについても、同様の扱いが望まれる。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
4	製品の異常を早い段階で探知するため苦	製品の異常を早い段階で探知するため苦	苦情、健康危害情報等については、販売店経由で
	情や健康危害情報等を日常的に確認する	情や健康危害情報等を集約・解析する仕組	寄せられる情報についても把握に努め、これらの
	とともに、万一、意図的な食品汚染が発生	みを構築するとともに、万一、意図的な食	情報等について企業内での共有化を図る。
	した際に迅速に対処できるよう、意図的な	品汚染が発生した際に迅速に対処できる	意図的な食品汚染が判明した場合や疑われる場
	食品汚染が疑われる場合の社内外への報	よう、自社製品に意図的な食品汚染が疑わ	合の社内の連絡フロー、保健所・警察等関係機関
	告、製品の回収、保管、廃棄等の手続きを	れた場合の保健所等への通報・相談や社内	への連絡先等をマニュアル等に明記しておく。
	定めておく。	外への報告、製品の回収、保管、廃棄等の	異物混入が発生した際には、原因物質に関わら
		手続きを定めておく。	ず、責任者に報告し、報告を受けた責任者は故意
			による混入の可能性を排除せずに対策を検討す
			<b>る</b> 。

# 人的要素(従業員等)

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
5	従業員等の採用面接時において、可能な範	従業員等の採用面接時には、可能な範囲で	
	囲で身元確認を行う。例えば、身分証、各	身元を確認する。身分証、免許証、各種証	
	種証明書等について、(複写ではなく)原	明書等は、可能な限り原本を確認し、面接	
	本の提示を受ける、面接を通じて記載内容	時には、記載内容の虚偽の有無を確認す	
	に虚偽が無いことを確認する、資格及び職	<b>ర</b> 。	
	歴の確認を行う、等の手続きをとる。		
6	従業員等の異動・退職時等に制服や名札、	従業員等の異動・退職時等には制服や名	
	ID バッジ、鍵(キーカード)を返却させ	札、ID バッジ、鍵(キーカード)を返却	
	<b>న</b> .	させる。	

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
7	製造現場内への持ち込み可能品リストを	製造現場内へは原則として私物は持ち込	製造現場内への持ち込み禁止品の指定は際限
	作成し、これが遵守されていることを確認	まないこととし、これが遵守されているこ	がないため、持ち込まないことを原則として、
	する。	とを確認する。持ち込む必要がある場合	持ち込み可能品はリスト化すると共に、持ち込
		は、個別に許可を得るようにする。	む場合は、個別に許可を得る方が管理しやすい
			と考えられる。
			また、更衣室やロッカールームなども相互にチ
			ェックする体制を構築しておく。
8	従業員等の従来とは異なる言動、出退勤時	従業員等の従来とは異なる言動、出退勤時	従業員等が犯行に及んだ場合の動機は、採用前か
	間の著しい変化等について把握をする。	間の著しい変化等を把握する。	ら抱いていたものとは限らず、採用後の職場への
			不平・不満等も犯行動機となることも考えられ
			<b>3</b> .
			製造現場の責任者等は、作業前の朝礼、定期的な
			ミーティング、個別面談等を通じて、従業員の心
			身の状態について確認するとともに、日常の言動
			や出退勤時刻の変化が見られる場合には、その理
			由についても確認する。
9	従業員の識別・認識システムを構築する。	就業中の全従業員等の移動範囲を明確化	他部署への理由のない移動を制限し、異物が混
	新規採用者については、朝礼等の機会を用	する(全従業員等が、移動を認められた範	入された場合の混入箇所を同定しやすくする。
	いて紹介する等、従業員に認知させる。	囲の中で働いているようにする)。	制服や名札、帽子の色、ID バッジ等によって、
			全従業員の「移動可能範囲」や「持ち場」等を
			明確に識別できるようにする。
		新規採用者は、朝礼等の機会に紹介し、従	新規採用者を識別しやすくするとともに、従業
		業員に認知させ、従業員同士の識別度を高	員が見慣れない人の存在に疑問を持つ習慣を
		める。	意識づける。

# 人的要素(部外者)

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
10	事前のアポイントがある場合、訪問者に	事前に訪問の連絡があった訪問者につい	訪問者の身元を、社員証等で確認する。訪問理由
	対して身元・訪問理由・訪問先(部署・	ては、身元・訪問理由・訪問先(部署・	を確認した上で、従業員が訪問場所まで同行す
	担当者等)を確認し、可能な限り従業員	担当者等)を確認し、可能な限り従業員	る。
	が訪問場所まで同行する。	が訪問場所まで同行する。	
11	事前のアポイントがなく、かつ初めての	事前に訪問の連絡がなかった訪問者、か	「飛び込み」の訪問者については原則として製造
	訪問者に対して、訪問希望先の従業員に	つ初めての訪問者は、原則として工場の	現場への入構を認めない。
	面識の有無、面会の可否を確認した上で、	製造現場への入構を認めない。	なお、訪問希望先の従業員に対して面識の有無や
	敷地内の立ち入りを認める場合は、事前		面会の可否等について確認が取れた場合は、事前
	のアポイントのある訪問者と同様の対応		に訪問の連絡があった訪問者と同様の対応を行
	を行う。		う。
12	訪問者の種類別に、車両のアクセスエリ	訪問者(業者)用の駐車場を設定する。	全ての訪問者について車両のアクセスエリア、荷
	ア、荷物の持ち込みエリアを設定し、訪	この際、製造棟とできるだけ離れている	物の持ち込み等を一律に制限することは現実的
	問者に周知する。	ことが望ましい。	ではない。
			特定の訪問者(例:施設メンテナンス、防虫防鼠
			業者等)については、それらの車両であることが
			明確になるように、駐車エリアを設定しておく。
13	施設のメンテナンスや防虫・防鼠作業等	食品工場の施設・設備のメンテナンスや	食品工場の施設・設備のメンテナンスや防虫・防
	のため、工場内を単独で行動する必要の	防虫・防鼠作業等のため、工場内を単独	鼠等に関する作業員は、長時間にわたり多人数で
	ある訪問者に対しては、持ち物を十分確	で行動する可能性のある訪問者(業者)	作業することもあるため、従業員が全ての作業員
	認し、不要なものを持ち込ませないよう	には、持ち物を十分確認し、不要なもの	の作業に同行することは困難である。
	に留意する。食品取扱いエリア/保管エリ	を持ち込ませないようにする。	作業開始前に、持ち物の確認を実施し、不要な持
	ア/ロッカールームに立ち入る場合は特		ち込み品の管理を徹底する。
	に留意する。		

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
14	郵便、宅配便の受け入れ先(守衛所、事	郵便、宅配便の受け入れ先(守衛所、事	信書と信書以外の郵便物、また宅配物等の届け物
	務所等)を定めておく。また配達員の敷	務所等)を定めておく。また配達員の敷	や受取人の違いにより、配達員は比較的自由に食
	地内の移動は、事前に設定した立ち入り	地内の移動は、事前に設定した立ち入り	品工場の敷地内を移動できる状況にあるため、郵
	可能なエリア内のみとし、配達員が建屋	可能なエリア内のみとする。	便、宅配物等の受け入れ先は数箇所の定められた
	内に無闇に立ち入ることや、建屋外に置		場所に限定する。
	かれている資材・原材料や製品に近づく		また、郵便局員や宅配業者が、食品工場の建屋内
	ことができないように留意する。		に無闇に立ち入ることや、建屋外に置かれている
			資材・原材料や製品に近づくことができないよう
			留意する。

# 施設管理

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
15	不要な物、利用者・所有者が不明な物が放	不要な物、利用者・所有者が不明な物の放	食品工場で使用する原材料や工具等について、
	置されていないか、定常的に確認を行う。	置の有無を定常的に確認する。	定数・定位置管理を行い、過不足や紛失に気づき
			やすい環境を整える。
			また、食品に直接手を触れることができる製造工
			程や従事者が少ない場所等、意図的に有害物質を
			混入し易い箇所については特に重点的に確認す
			る。
16	食品に直接手を触れることができる仕込	食品に直接手を触れることができる仕込	仕込みや包装前の製品等に直接手を触れること
	み等の工程や、従事者が少ない場所等、意	みやや袋詰めの工程や、従事者が少ない場	が可能な状況が見受けられる。
	図的に有害物質を混入しやすい箇所を把	所等、意図的に有害物質を混入しやすい箇	特に脆弱性が高いと判断された箇所は、見回りの
	握し、防御対策を検討する。	所を把握し、可能な限り手を触れない様に	実施、従業員同士による相互監視、監視カメラの
		カバーなどの防御対策を検討する。	設置等を行うと共に、可能な限り手を触れられな
			い構造に改修する。
17	非稼動時における防犯対策を講じる。	工場が無人となる時間帯についての防犯	
		対策を講じる。	

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
18	鍵の管理方法を策定する。	鍵の管理方法を策定し、定期的に確認す	最低限、誰でも自由に鍵を持ち出せるような状態
		<b>る</b> 。	にならないよう管理方法を定め、徹底する。
19	製造棟、保管庫については、定期的に鍵の	製造棟、保管庫は、外部からの侵入防止の	食品工場内の全ての鍵を定期的に交換すること
	取替えや暗証番号の変更を行う等、外部か	ため、機械警備、定期的な鍵の取り換え、	は現実的ではない。
	らの侵入防止対策を適切に行う。	補助鍵の設置、格子窓の設置等の対策を行	異物が混入された場合の被害が大きいと考えら
		う。	れる製造棟や保管庫については、補助鍵の設置や
			定期的な点検を行うなどの侵入防止対策を取る
			ことが重要である。
20	工場内部と外部との結節点を特定し、不必	製造棟の出入り口や窓など外部から侵入	製造棟が無人となる時間帯は必ず施錠し、人が侵
	要な又は関係者以外のアクセスの可能性	可能な場所を特定し、確実に施錠する等の	入できないようにする。全ての出入り口・窓に対
	がある箇所については、必要に応じて対策	対策を取る。	して直ちに対策を講じることが困難な場合は、優
	を講じる。		先度を設定し、施設の改築等のタイミングで順次
			改善策を講じるように計画する。
21	工場内に試験材料(検査用試薬・陽性試料	食品工場内の試験材料(検査用試薬・陽性	試験材料(検査用試薬・陽性試料等)の保管場所
	等)や有害物質が存在する場合は、それら	試料等)や有害物質については保管場所を	は検査・試験室内等に制限する。無断で持ち出さ
	の保管場所を定め、当該場所への人の出入	定めた上で、当該場所への人の出入り管理	れることの無いよう定期的に保管数量の確認を
	り管理を行う。	を行うと共に、使用日時及び使用量の記	行う。可能であれば警備員の巡回やカメラ等の設
		録、施錠管理を行う。	置を行う。
22	工場内に試験材料(検査用試薬・陽性試料	食品工場内の試験材料(検査用試薬・陽性	法令等に基づき管理方法等が定められているも
	等)や有害物質が存在する場合は、それら	試料等)や有害物質を紛失した場合は、工	のについては、それに従い管理を行う。
	の管理・保管方法、在庫量の確認方法等に	場長や責任者に報告し、工場長や責任者は	それ以外のものについては、管理方法等を定め、
	係る規定を定め、在庫品の紛失等の異常事	その対応を決定する。	在庫量の定期的な確認、食品の取扱いエリアや食
	態が発生した場合の通報体制を構築する。		品の保管エリアから離れた場所での保管、栓のシ
			ーリング等により、妥当な理由無く有害物質を使
			用することの無いよう、十分に配慮した管理を行
			う。また試験材料や有害物質の紛失が発覚した場
			合の通報体制や確認方法を構築する。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
23	殺虫剤の選定基準及び管理・保管方法を策	殺虫剤の保管場所を定め、施錠による管理	食品工場の従業員等が自ら殺虫・防鼠等を行う場
	定する。	を徹底する。	合は、使用する殺虫剤の成分について事前に確認
			しておくことが重要である。
			殺虫剤を保管する場合は鍵付きの保管庫等に保
			管し、使用場所、使用方法、使用量等に関する記
			録を作成する。
			防虫・防鼠作業の委託する場合は、信頼できる業
			者を選定し、殺虫対象、殺虫を行う場所を勘案し
			て、委託業者とよく相談の上、殺虫剤(成分)を
			選定する。
			殺虫・防鼠等を委託する場合、殺虫剤は委託業者
			が持参することになるが、工場長等が知らないう
			ちに、委託業者から従業員等が殺虫剤を譲り受け
			たり、工場内に保管したりするようなことがない
			よう、管理を徹底する。
24	井戸、貯水、配水施設への侵入防止措置を	井戸、貯水、配水施設への侵入防止措置を	井戸、貯水、配水施設への出入り可能な従業員を
	講じる。	講じる。	決め、鍵等による物理的な安全対策、防御対策を
			講じる。
25	井戸水を利用している場合、塩素消毒等浄	井戸水を利用している場合、確実な施錠を	井戸水に毒物を混入された場合の被害は、工場全
	化関連設備へのアクセス管理、監視等を行	行い、塩素消毒等浄化関連設備へのアクセ	体に及ぶため、厳重な管理が必要である。
	う。	スを防止すると共に、可能であれば監視カ	
		メラ等で監視する。	
26	従業員の異動・退職時等に、コンピュータ	コンピューター処理制御システムや重要	コンピューター処理制御システムや重要なデー
	ー制御システムや重要なデータシステム	なデータシステムについて、従業員の異	タシステムにアクセス可能な従業員をリスト化
	へのアクセス権を解除する。	動・退職時等に併せてアクセス権を更新す	し、かつシステムの設置箇所に鍵を設ける、ログ
		る。アクセス許可者は極力制限し、データ	インパスワードを設ける等の物理的なセキュリ
		処理に関する履歴を保存する。	ティ措置を講じる。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
27	コンピューター処理制御システムや重要	(上と統合)	
	なデータシステムへのアクセス許可者を		
	制限する。		
28	コンピューターのデータ処理に係る履歴	(上と統合)	
	を保存する。		

# 入出荷等の管理

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
29	資材や原材料等の受け入れ時及び使用前	資材や原材料等の受け入れ時及び使用前	
	に、ラベルや包装の確認を行う。意図的	に、ラベルや包装を確認する。異常を発見	
	な食品汚染行為等の兆候・形跡が認めら	した場合は、工場長や責任者に報告し、工	
	れた場合の調査や通報の体制を構築す	場長や責任者はその対応を決定する。	
	る。		
30	資材や原材料等の納入時の積み下ろし作	資材や原材料等の納入時の積み下ろし作	積み下ろし、積み込み作業は食品防御上脆弱な箇
	業及び製品の出荷時の積み込み作業の監	業や製品の出荷時の積み込み作業を監視	所である。実務上困難な点はあるが、相互監視や、
	視を行う。	する。	可能な範囲でのカメラ等による監視を行う。
31	納入製品・数量と、発注製品・数量との	納入製品・数量と、発注製品・数量との整	数量が一致しない場合は、その原因を確認する。
	整合性の確認を行う。	合性を確認する。	納入数量が増加している場合は特に慎重に確認
			を行い、通常とは異なるルートとから製品が紛れ
			込んでいないかに注意を払う。
32	保管中の在庫の紛失・増加や意図的な食	保管中の在庫の紛失や増加、意図的な食品	数量が一致しない場合は、その原因を確認する。
	品汚染行為等の兆候・形跡が認められた	汚染行為の兆候・形跡等が認められた場合	在庫量が増加している場合は特に慎重に確認し、
	場合の調査や通報の体制を構築する。	は、工場長や責任者に報告し、工場長や責	外部から製品が紛れ込んでいないかに注意を払
		任者はその対応を決定する。	う。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
33	製品の納入先から、納入量の過不足(紛	製品の納入先から、納入量の過不足(紛	過不足の原因について、妥当な説明がつくように
	失や増加)について連絡があった場合の	失や増加)についての連絡があった場合、	確認する。特に納入量が増加している場合は慎重
	調査や通報の体制を構築する。	工場長や責任者に報告し、工場長や責任	に確認し、外部から製品が紛れ込んでいないかに
		者はその対応を決定する。	注意を払う。
34	製品の納入先の荷受人(部署)の連絡先	製品納入先の荷受担当者の連絡先を、誰	食品工場内で意図的な食品汚染行為等の兆候や
	について、全ての従業員が確認できるよ	でもすぐに確認できるようにしておく。	形跡が認められた場合は、被害の拡大を防ぐた
	う、確認の方法を共有しておく。		め、至急納入先と情報を共有する必要がある。納
			入担当者が不在の場合でも、代理の従業員が至急
			連絡できるように、予め手順・方法を定めておく
			こと。

# 2.可能な範囲での実施が望まれる対策

将来的に実施することが望まれるものの、1.に挙げた項目に比して優先度は低いと判断された不急の対策。

# 組織マネジメント

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
35	警備員(社内の警備担当者もしくは警備保障会社職員)に対して、警備・巡回結果の報告内容を明確化する。敷地内における不用物の確認や、異臭等についても報告を受けるようにする。委託を行っている場合、	従業員等や警備員は、敷地内での器物の破損、不用物、異臭等に気が付いた時には、すぐに工場長や責任者に報告する。	警備や巡回時に確認する項目をチェックリスト 化し、警備の質を確保しておくことが望ましい。 故意による器物の破損や悪意の落書きなどの予 兆を見逃さないことが重要である。
	必要であればこれら報告内容を契約に盛 り込むようにする。		

# 人的要素(従業員等)

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
36	敷地内の従業員等の所在を把握する。	敷地内の従業員等の所在を把握する。	従業員の敷地内への出入りや所在をリアルタイ
			ムでの把握や、記録保存のために、カードキーや
			カードキーに対応した入退構システム等を導入
			する。

# 施設管理

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
3	7 フェンス等により敷地内への侵入防止対 策を講じる。	敷地内への侵入防止のため、フェンス等 を設ける。	食品工場の敷地内への出入りしやすい環境が多いため、敷地内への立ち入りを防止することが望ましい。
3	8 警備員の巡回やカメラ等により工場建屋 外の監視を行う。	カメラ等により工場建屋外の監視を行 う。	カメラ等による工場建屋への出入りを監視する ことによる抑止効果が期待でき、また、有事の 際の確認に有用である。

	平成 24 年 3 月 31 日公表版	平成 25 年度改訂版	解説
39	警備員の巡回やカメラ等により敷地内に	(21に含む)	
	ある有害物質等の監視、施錠確認等を行		
	う。		
40	警備員の巡回やカメラ等により保管中/	警備員の巡回やカメラ等により敷地内に	資材・原料保管庫は人が常駐していないことが
	使用中の資材や原材料の監視、施錠確認等	保管中/使用中の資材や原材料の継続的	多く、かつアクセスが容易な場合が多い。可能
	を行う。	な監視、施錠管理等を行う。	な範囲で警備員の巡回やカメラ等の設置、施錠
			確認等を行う。

(参考) FDA "Guidance for Industry: Food Producers, Processors, and Transporters: Food Security Preventive Measures Guidance Contains Nonbinding Recommendations March 2003; Revised October 2007"のうち IV. Recommended Actionsの内容<sup>1</sup>

食品セキュリティ予防措置ガイダンス(食品製造業、加工業および輸送業編)(2007.10)

	RHC (4)	7 1 1例31目2017 7 2 人(良吅袋垣未、加工未のよび制込未編) (2007.10)
3		・セキュリティ責任者の選任
マネジメント	能性への備え	・ 食品セキュリティの手続きや業務に係る予備的評価(機密扱い) ・ テロ行為等の脅威と発生への備えや対応策に係るセキュリティマネジメント戦略の
メ		* プロリ
ート		・緊急避難計画の策定
•		・各フロアの平面図や導線計画を安全な離れた場所に保管
		・コミュニティの緊急時対応システムへの精通
		・ 管理職: 自治体・州・連邦の警察・消防・公衆衛生・国家安全保障関係機関への緊急 連絡先を把握
		・ 従業員:潜在的セキュリティ問題を報告すべき管理職と緊急連絡先を把握
		・ 食品セキュリティ意識を向上させ、テロ行為等や当該行為に脆弱なエリアに関する兆
		候に、全従業員が注意を払うよう促すとともに、あらゆる気づきを管理職に報告
		・従業員にセキュリティ関連事項を通知しアップデートさせる内部コミュニケーショ
		ンシステムの構築 ・ 一般公衆とのコミュニケーション戦略の策定
	監督	・全従業員に対する監督
	益目	・ テロ行為等や当該行為に脆弱なエリアの兆候について敷地の日常的セキュリティチ
		エック
	回収戦略	・責任者および代行責任者の明確化
		・回収された製品の適切な取扱いと廃棄の実施
		・顧客の連絡先、住所、電話番号の把握
	不審行動の調査	・ テロ行為等に関する兆候についての脅威や情報を調査
		・テロ行為等の脅威や疑いについて警察や公衆衛生当局に通報
	評価プログラム	・過去のテロ行為等から得られた教訓を評価
		・ セキュリティマネジメントプログラムの有効性をレビュー・検証し、見直す (機密
		扱い) ・全ての施設・設備における食品セキュリティ検査の実施(機密扱い)
		・警備保障会社の業務を検証
	スクリーニング	・全従業員について、職位に応じて身上調査を実施し、施設・設備の機密エリアへの
6	(雇用前、雇用	
人的要素	時、雇用後)	
	日常業務の割り	・各シフトについて敷地内に存在する者、存在すべき者、その所在を把握
(進	当て	・情報の定常的アップデート
黄	識別	・ 従業員の特性に応じた明確な識別・認識システムの構築 ( 制服や名札、 ID バッジ、
)		エリアへのアクセス権限によるカラーコードなど)
		・従業員の退職時等における制服や名札、IDバッジの回収
	アクセス制限	・施設の全てのエリアに無制限にアクセスできる従業員を認識
		・ 全ての従業員のアクセスレベルに関する定期的な見直し ・ 適切な勤務時間に職能に応じて必要なエリアにのみ立ち入り可能なアクセス制限を
		・ 適切な勤務時间に職能に心して必要なエッチにのの立ち入り可能なチグセス制限を 設定
		・ 暗証番号の変更や鍵の取替え、従業員の退職時等におけるキーカードの回収、その
		他セキュリティ維持の必要に応じた追加的措置

1

 $http://www.fda.gov/food/guidance regulation/guidance documents regulatory information/foodde fense/ucm 083075. \\ htm$ 

	個人所有物	<ul> <li>会社への持ち込みを許容する個人所有物の種別を制限</li> <li>医薬品のみ会社への持ち込みを許容し、適切なラベルを貼って、食品の取扱いエリアや保管エリアから離れた場所に保管</li> <li>食品の取扱いエリアや保管エリアに個人所有物の持ち込みを防止</li> <li>ロッカーやバッグ、荷物および敷地内の乗用車を定期的に検査</li> </ul>
	食品セキュリテ	・ テロ行為等およびその脅威に対する食品セキュリティ意識を訓練プログラムに組み
	ィの手続きに関	
	する訓練	・ セキュリティ手続きの重要性を定期的に喚起
	T W (= 7)	・従業員のサポートを促進
	異常行動	・従業員の異常行動や不審行動を監視(明確な目的なく、シフト終了後も異常に遅く まで残留、異常に早い出社、ファイルや情報、職域外の施設エリアへのアクセス、 施設からの資料の持ち出し、機密的事項の質問、勤務時にカメラを携行など)
	 従業員の健康	・ テロ行為に関する早期のインジケーターとして、従業員が自発的に報告する異常な
	INC. F. S. INC.	健康状態や欠勤に注意を払う。また、そうした状況を地域の公衆衛生当局に報告しておく
人的	訪問者	・ 疑わしい、不適切なあるいは通常でない物品や行動がないか、出入りする車両、荷物、ブリーフケースを検査
人的要素 (公衆)		・ 会社への立ち入りを制限 ( 入退出時のチェック、訪問者との同行など )
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		・施設への立ち入り前に正当な訪問理由を確認
金		・ 見知らぬ訪問者の身分証明の確認 ・ 食品取扱いエリアおよび保管エリアへのアクセスの制限
2		・ ロッカールームへのアクセスの制限
tá:	物理的セキュリ	・ 敷地へのアクセスをフェンスや他の抑止的措置で防止
設	ティ	<ul><li>・ドアや、窓、屋根口/ハッチ、通気口、換気システム、ユーティリティルーム、製氷・ 貯蔵室、屋根裏、トレーラーの車体、タンクローリー、鉄道車両、液体・固体・圧 縮ガスの貯蔵タンクのセキュリティ確保</li></ul>
		・ 施設非稼動時に、金属製あるいは金属被覆の外部ドアを使用 ・ 立入禁止区域への入口の数を最小化
		・ 不使用時の荷揚げ設備のセキュリティ確保および使用前の設備の検査 ・ 全ての鍵を会社が管理
		<ul><li>・敷地のセキュリティのモニタリング(警備員の巡回やビデオ監視など)</li><li>・意図的な汚染物質を一時的に隠すことができる場所を最小化</li></ul>
		<ul><li>非常灯を含む適切な屋内・屋外照明を設置</li><li>敷地への駐車許可車両の管理システムの導入(駐車許可証、キーカード、特定のエリアや時間の通行許可証の発行など)</li></ul>
		・ 食品の保管および加工エリアや供給施設への入口から駐車場を隔離
	研究所の安全性	111 1111
	確保	・ 研究材料を研究所内に制限 ・ 試薬や微生物、薬物、毒素のポジティブコントロール等、危険な材料へのアクセスを ************************************
		制限 ・ ポジティブコントロールの管理責任者の選任
		・ 敷地内にあるべき試薬やポジティブコントロールを把握し、常に監視
		・ 試薬やポジティブコントロールの紛失、その他想定外の異常事態を迅速に調査し、 適宜、警察や公衆衛生当局に未解決の問題を通報
		・ 不要な試薬やポジティブコントロールを、汚染物質として用いられるリスクを最小 化する方法で廃棄

#### 有毒化学物質お│・有毒物質等を施設のオペレーション、メンテナンスに必要なものや販売用の在庫に よび毒性化学物 限定 質(以下、「有毒」・有毒物質等を、食品の取扱いエリアや保管エリアから離れた場所に保管 物質等」)の保管 ・ 販売用でない有毒物質等の保管エリアへのアクセスを制限し、セキュリティを確保 ・ 有毒物質等に適切にラベルが貼付されていることを確認 と使用 連邦殺虫剤殺菌剤殺鼠剤法に従って殺虫剤を使用 ・ 敷地内にあるべき有毒物質等を把握し、常に監視 ・ 在庫の紛失やその他想定外の異常事態を調査し、適宜、警察や公衆衛生当局に未解 決の問題を通報 ・ 全ての製品の調達について、既知の業者か適切な免許や許可を受けた製造業者や包 納入資材および オペレーション 装業者および調達源を活用 Y サプライヤーや契約オペレーターおよび運送業者が、適切な食品セキュリティ措置 を講じていることを合理的な手段で確認 ・ション ・受領前に、納入資材(特に新製品)のラベルや包装の形態および製品のコーディン グ/賞味期限日付システムの信頼性を確認 ・ 鍵つきの、あるいは封印可能な車両/コンテナ/鉄道車両を要請。封印可能な場合に は、サプライヤーから封印シールナンバーを取得し、受領時に確認。政府当局の検 査や多段階の配送の結果として封印シールが破損した場合に生産・流通・加工過程 の管理認証を維持する協定を締結 ・ 運送業者に積荷の位置を常時確認できるよう要請 ・ 配送スケジュールを確立。説明なく予定外の配送についてはその受領を拒否。積荷 の遅延や紛失を調査 ・ 休日の配送も含め、納入資材の積み下ろしを常に監視 ・受領前にサンプリング検査が実施される可能性を考慮しつつ、納入製品・数量と、 発注製品・数量や、送り状や船積み書類に記載された製品・数量との整合性を確認 ・ 改竄のおそれのある船積み書類を調査 ・毒物混入や汚染、損傷の徴候あるいは偽造等の不正商品がないか、納入資材や研究 開発用資材を検査 ・ 納入資材や研究開発用資材に対するテロ行為等を察知するための試験用の資機材を 評価 ・ 疑わしい食品の拒絶 テロ行為等や偽造等の不正商品の徴候・形跡を警察や公衆衛生当局に通報 保管 汚れ、破損のあった製品や返品、再生品が危険にさらされる、あるいは他の製品を 危険にさらす可能性を最小化するための、受領、保管、取扱いに関するシステムの 導入 ・ 納入資材や使用中の資材を常に監視 ・ 在庫の紛失や増加その他想定外の異常事態を調査し、警察や公衆衛生当局に未解決 の問題を報告 ・ 製品ラベルを安全な場所に保管し、賞味期限切れの製品や処分品のラベルを破棄 ・ コンテナや出荷包装、カートン等の再利用を最小化 ・ 空調、水道、電気および冷蔵の管理系統へのアクセスを制限 水道その他供給 ・ 非公共の井戸、給水栓、貯蔵および取扱い施設のセキュリティを確保 関係のセキュリ ・ 水道システムやトラックに逆流防止弁が備わっていることを確認 ティ ・ 水道システムを塩素殺菌し、塩素設備を監視 ・ 非公共水源を定期および不定期に検査し、検査結果の変化に注意を払う ・ 公共水道の供給者問題に関するメディアの警告に注意しておく ・ 緊急時の飲用水の代替的供給源を把握

最終製品	・ 公共の貯蔵倉庫や船積みのオペレーション(車両や船舶)が適切なセキュリティ措
	置を講じていることを確認
	・ 保管施設、車両および船舶の無作為な検査の実施
	・ 最終製品に対するテロ行為等を察知するための試験用の資機材を評価
	・ 鍵つきの、あるいは封印可能な車両/コンテナ/鉄道車両を要請し、荷受人にシール
	ナンバーを発行
	・ 運送業者に積荷の位置を常時確認できるよう要請
	・ 荷物の積み込みスケジュールを確立。説明なく予定外の積み込みを拒否。
	・ 最終製品の輸送を追跡監視
	・ 在庫の紛失や増加その他想定外の異常事態を調査し、適宜、警察や公衆衛生当局に
	未解決の問題を報告
	・ 販売担当従業員に偽造等の不正商品に目配りし、何か問題を察知した場合には管理
	職に通報するようアドバイス
郵便物/小包	・ 郵便物や小包のセキュリティの確認手続きを実施(郵便仕分け室を食品加工・保管
	エリアから離れた場所に設置、郵便仕分け室のセキュリティ確保、目視あるいは X
	線による郵便物/小包の検査など)
コンピューター	・ コンピューター処理制御システムや重要なデータシステムへのアクセスを許可者に
システムへのア	制限
クセス	・ 従業員の退職時等におけるコンピューターアクセス権の削除
	・ コンピューターのデータ処理に係るトレサビリティシステムの確立
	・ ウイルス防止システムや重要なコンピューターベースのデータシステムのバックア
	ップ手順の妥当性の見直し
	・ コンピューターセキュリティシステムの有効性の確認

同ガイダンスの付録として付属のチェックリストにおいては、「施設>研究所の安全性確保」、「オペレーション> 水道その他供給関係のセキュリティ」、「オペレーション>郵便物/小包」項目は含まれていない。(ガイダンス本編の「推奨事項」には上記の通り含まれている。)